

Disclosure Report 2025

令和 7 年 3 月期 情報開示書



【はじめに】

本書は、日本商品先物取引協会の「ディスクロージャー項目記載要領」に基づき、令和7年3月期（令和6年4月～令和7年3月）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商 号	株式会社 コムテックス
代 表 者 名	代表取締役社長 松 岡 敏 之
所 在 地	大阪市西区阿波座1丁目10番14号
許 可 年 月 日	令和4年12月28日
加 入 協 会 名	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金
会 社 の 沿 革	別添「説明書類」の1～3ページを参照ください。

② 事業の内容

（1）経営組織

別添「説明書類」の4ページを参照ください。

（2）事業の内容

（a）商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から許可を得た商品先物取引業者であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

（許可番号：農林水産省指令「4食産第2087号」、経済産業省「20221201商第9号」）

なお、令和7年3月31日現在、当社で取引できる商品は以下の通りです。

取 引 所 名	当 社 に お け る 取 扱 商 品	
㈱ 東 京 商 品 取 引 所	エ ネ ル ギ ー	石油（バージガソリン、バージ灯油、プラッツドバイ原油、バージ軽油）、電力（西エリアベースロード電力、東エリアベースロード電力、西エリア日中ロード電力、東エリア日中ロード電力）、可燃性天然ガス(LNG)
	農 産 物	小豆、米国産大豆、とうもろこし（とうもろこし50）
	貴 金 属	金(限日)、銀(限日)、白金(限日)
㈱ 堂 島 取 引 所	米 穀 指 数	堂島コメ平均（米穀指数）

ロ. 外国市場取引に係る業務

該当事項はありません

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

該当事項はありません

ニ. 国内商品デリバティブ取引市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品デリバティブ取引市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた取引所において行っております

(b) 兼業業務

・第一種金融商品取引業

当社は、金商法第28条第1項第1号の2に定める、商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ業務及び商品関連市場デリバティブ取引についての有価証券等管理業務を行っております。

(登録番号：近畿財務局長(金商)第406号)

なお、令和7年3月31日現在、当社で取引できる商品は以下とおりです。

取 引 所 名	当 社 に お け る 取 扱 商 品	
㈱ 大 阪 取 引 所	貴 金 属	金(標準品、ミニ、限日)、銀、白金(標準品、ミニ、限日)、パラジウム
	ゴ ム	くん煙シート(別名RSS)、技術的格付けゴム(別名TSR)
	農 産 物	小豆、一般大豆、とうもろこし
	原 油 等	CME原油等指数

・生命保険及び損害保険募集業務

生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業を行っております。

・投資に関する情報提供、紹介及び斡旋業務

不動産投資に関する情報の提供、紹介及び斡旋を行っております。

・不動産賃貸業

不動産賃貸借及び管理業務に係る業務を行っております。

③ 営業所の状況

別添「説明書類」の6ページを参照ください。

④ 財務の概況

以下の項目につきましては、別添「説明書類」の7～8ページを参照ください。

- (a) 資本金
- (b) 営業収益
- (c) 受取手数料
- (d) トレーディング損益
- (e) 経常損益
- (f) 当期純損益
- (g) 純資産額規制比率(自己資本規制比率)

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,944,000株(令和7年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場です。

⑥ 株主の氏名等

別添「説明書類」の5ページを参照ください。

⑦ 役員の状況

別添「説明書類」の5ページを参照ください。

⑧ 役員及び使用人の数

(令和7年3月31日現在)

	役員	使用人	合計
総 数	6名	91名	97名
(うち外務員数)	1名	78名	79名

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

別添「説明書類」の6～7ページを参照ください

② 取引開始基準

商品デリバティブ取引開始基準(対面取引)

株式会社コムテックス

当社では、お客様との金融商品取引市場における商品デリバティブ取引契約の締結に当たって、お客様の属性等に則した適正な商品デリバティブ取引を行っていただくために、取引開始基準を次のとおり定めています。

1. 次の各号に該当するお客様は、当社でのお取引をお断りしております。
 - (1) 未成年及び精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
 - (4) 日本語による意思疎通が出来ない者。
 - (5) マネーロンダリング及びテロ資金供与にかかる疑いがある者。
 - (6) 他の金融商品取引業者または登録金融機関との間で紛争事案のある者及び商品デリバティブ取引事故を惹起した者、その他商品デリバティブ市場の秩序を乱すおそれのある者。
 - (7) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (8) 75 歳以上の者。
 - (9) 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、郵政グループ(郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等)、証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (10) 国・その他公益機関、一般の団体法人、企業の経理、財務部門に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (11) 商品デリバティブ取引をするために借入れをしようとする者。
 - (12) 損失が生じるおそれのある取引、又は、取引証拠金の額を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者。
2. 次の各号に該当するお客様につきましては、当社が定める審査基準に適合した場合のみ、お取引が可能となります。
 - (1) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
 - (2) 年間 500 万円以上の収入を有しない者。
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
 - (4) 71 歳以上 75 歳未満の者。ただし、当社で取引継続中の者はこの限りでない。
 - (5) 前項第 9 号に定める銀行等に在籍しているが、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わらない者。
3. 当社における審査の結果により、お客様との契約締結を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

商品デリバティブ取引開始基準(電子取引)

株式会社コムテックス

当社では、お客様との金融商品取引市場における商品デリバティブ取引契約の締結に当たって、お客様の属性等に則した適正な商品デリバティブ取引を行っていただくために、取引開始基準を次のとおり定めています。

1. 次の各号に該当するお客様は、弊社でのお取引をお断りしております。
 - (1) 未成年及び精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
 - (4) 日本語による意思疎通が出来ない者。
 - (5) マネーロンダリング及びテロ資金供与にかかる疑いがある者。
 - (6) 他の金融商品取引業者または登録金融機関との間で紛争事案のある者及び商品デリバティブ取引事故を惹起した者、その他商品デリバティブ市場の秩序を乱すおそれのある者。
 - (7) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (8) 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、郵政グループ(郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等)、証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (9) 国・その他公益機関、一般の団体法人、企業の経理、財務部門に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (10) 商品デリバティブ取引をするために借入れをしようとする者。
 - (11) 損失が生じるおそれのある取引、又は、取引証拠金の額を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者。
2. 次の各号に該当するお客様につきましては、弊社が定める審査基準に適合した場合のみ、お取引が可能となります。
 - (1) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
 - (2) 年間 300 万円以上の収入を有しない者。
 - (3) 75 歳以上の者。
 - (4) 申告された流動資産(預貯金及び金融資産)の 70%を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
 - (5) 前項第 8 号に定める銀行等に在籍しているが、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わらない者。
3. 当社における審査の結果により、お客様との契約締結を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

③ 顧客数

顧客数 853 名 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

別添「説明書類」の17ページを参照ください

② 損益計算書

別添「説明書類」の18ページを参照ください

③ 株主資本等変動計算書

別添「説明書類」の19ページを参照ください

④ 個別注記表

別添「説明書類」の20～24ページを参照ください

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

業務及び財産の状況に関する説明書

【2025 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。



I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

株式会社コムテックス

2. 登録年月日（登録番号）

令和2年 4月 7日（近畿財務局長（金商）第406号）

3. 沿革及び経営の組織

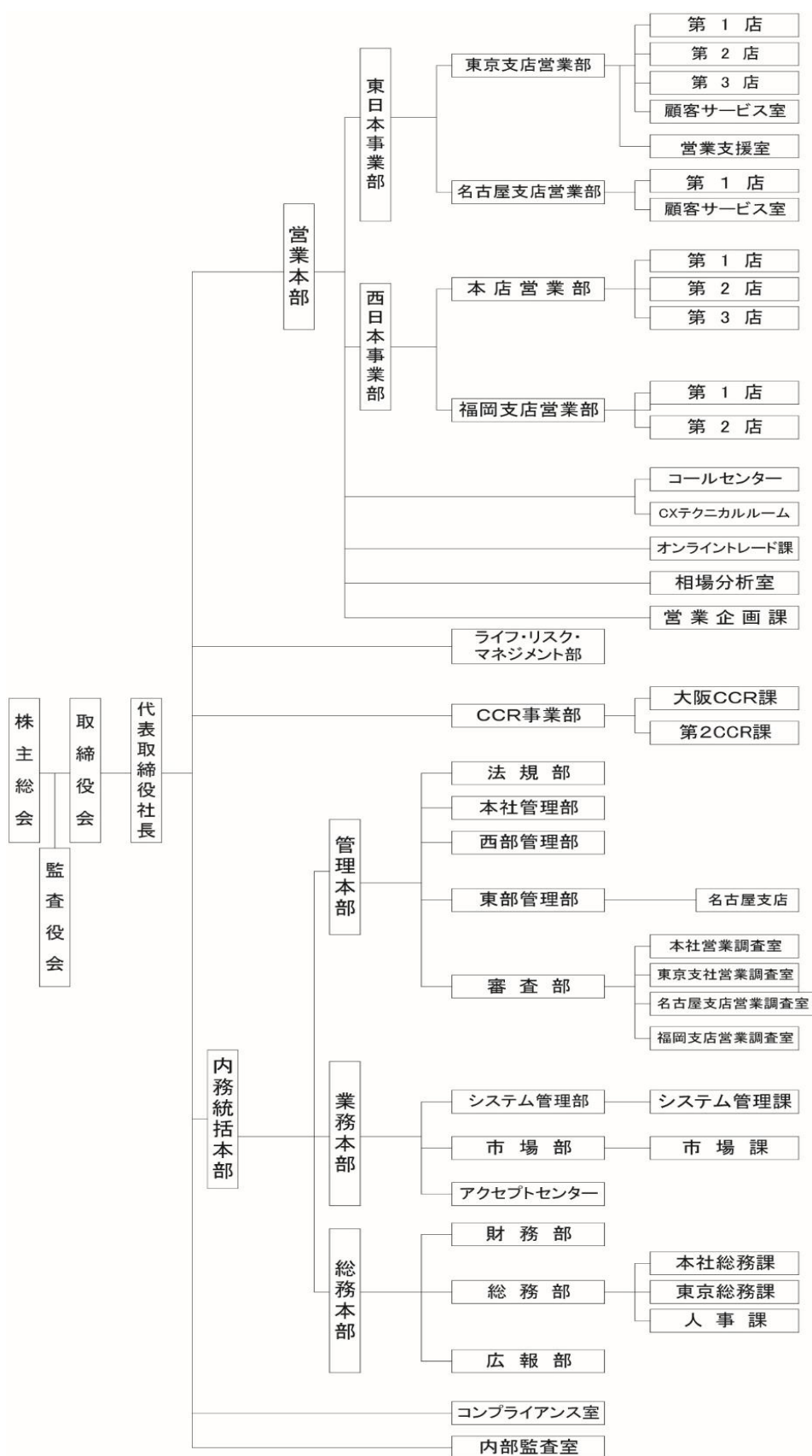
(1) 会社の沿革

年 月	事 項
昭和30年 4月	大阪市西区にて、資本金150万円で商品仲買人(現 商品先物取引業者)株式会社山三商會を設立。大阪穀物取引所(現 株式会社堂島商品取引所)に商品仲買人として登録する。
昭和46年 1月	昭和42年の商品取引所法改正による商品仲買人登録制から商品取引員許可制への変更に伴い、農林水産大臣より商品取引員の許可を受ける。
昭和52年 7月	昭和50年の商品取引所法改正により商品取引員の許可の更新制度が導入され、農林水産大臣より商品取引員の許可の更新を受ける。
昭和60年 6月	東京穀物商品取引所農産物市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和60年 9月	東京都中央区に東京支店(現:東京支社)を開設する。
昭和61年 2月	大阪繊維取引所(中部大阪商品取引所)綿糸市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和61年11月	東京砂糖取引所(東京穀物商品取引所)砂糖市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	神戸ゴム取引所(中部大阪商品取引所)ゴム市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	東京工業品取引所(現 株式会社東京商品取引所)貴金属市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和63年 6月	大阪繊維取引所(中部大阪商品取引所)毛糸市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 3年 9月	東京工業品取引所(現 株式会社東京商品取引所)ゴム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所(中部大阪商品取引所)天然ゴム指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 5月	関門商品取引所(現 株式会社堂島商品取引所)農産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 6月	福岡市博多区に福岡支店を開設する。
平成 7年11月	『株式会社コムテックス』へと商号変更を行う。
平成 9年 3月	資本金を12億4,500万円に増資。
平成 9年 4月	東京工業品取引所(現 株式会社東京商品取引所)アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 9年10月	大阪商品取引所(中部大阪商品取引所)アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。

平成10年 1月	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業者協議法人としての許可を受ける。
平成10年 7月	関西商品取引所(現 株式会社堂島商品取引所)農産物・飼料指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成10年10月	インターネット取引(現在サービス名:トレードワン)の提供を開始する。
平成11年 6月	東京工業品取引所(現 株式会社東京商品取引所)石油市場の商品取引員として許可を受ける。
平成12年 3月	大阪商品取引所(中部大阪商品取引所)毛糸市場廃止に伴い、同市場の受託業務を廃止する。
平成13年 1月	大阪商品取引所(中部大阪商品取引所)綿糸市場の受託業務を廃止する。
平成13年 8月	中部商品取引所(中部大阪商品取引所)石油市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 6月	関西商品取引所(現 株式会社堂島商品取引所)水産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 8月	大阪商品取引所(中部大阪商品取引所)ニッケル市場の商品取引員として許可を受ける。
平成17年 3月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を取得する。
平成17年 4月	クリアリングハウス制度の導入に伴い、株式会社日本商品清算機構の清算資格を取得する。
平成17年 5月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に加入する。
平成17年 9月	資本金を15億円に増資。
平成19年 9月	金融商品取引所法施行に伴い、第二種金融商品取引業のみなし登録通知を受ける。
平成20年12月	中部大阪商品取引所の全加入市場の受託業務を廃止、脱退する。
平成22年 3月	東京工業品取引所(現 株式会社東京商品取引所)の日経・東工取商品指数市場開設に伴い、受託取引参加者資格を取得する。
平成22年10月	福岡支店のサテライト店として、沖縄県浦添市に沖縄サテライトを開設する。
平成22年10月	東京工業品取引所(現 株式会社東京商品取引所)の中京石油市場開設に伴い、受託取引参加者資格を取得する。
平成23年 1月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法(商品先物取引法)に基づく商品先物取引業の許可を取得する。
平成23年 3月	資本金を15億5千万円に増資。
平成23年 6月	金融商品仲介業の登録を受け、同業務を開始する。
平成23年 7月	東京支社営業部のサテライト店として、名古屋市中区栄に名古屋サテライト(現:名古屋支店)を開設する。
平成24年12月	スマートフォン用インターネット取引アプリ「トレードワン・スマート」をリリース。
平成25年 1月	東京工業品取引所(現 株式会社東京商品取引所)の日経・東工取商品指数市場廃止に伴い、同市場の受託業務を廃止する。
平成25年 2月	東京商品取引所の農産物・砂糖市場開設に伴い、受託取引参加者資格を取得する。
平成25年 2月	第二種金融商品取引業(商品投資販売業)を廃止する。

平成26年 3月	生命保険及び損害保険の募集業務を開始する。
平成26年 5月	株式会社東京商品取引所のアルミニウム市場及び中京石油市場の受託業務を廃止する。
平成28年12月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引業の許可の更新許可を得る。
平成29年12月	投資に関する情報提供、紹介及び斡旋業務を開始する。
令和 1年11月	金融商品仲介業を廃止する。
令和 2年 4月	近畿財務局長より、第1種金融商品取引業の登録を受ける。
令和 2年 5月	日本証券業協会より、加入承認を得る。
令和 2年 7月	株式会社大阪取引所の商品先物等取引資格を取得する。
令和 2年 7月	株式会社日本証券クリアリング機構の清算資格を取得する。
令和 2年11月	大阪堂島商品取引所(現、株式会社堂島取引所)の水産物市場及び農産物・飼料指数市場の閉鎖に伴い、受託業務を廃止する。
令和 4年12月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引業の許可の更新許可を得る。
令和 5年 3月	株式会社堂島取引所の貴金属市場開設に伴い、受託業務を開始する。
令和 6年 8月	株式会社堂島取引所の米穀指数市場開設に伴い、受託業務を開始する。
令和 7年 3月	沖縄サテライトを廃止する。

(2) 経営の組織（令和7年3月31日現在）



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び

総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

氏 名 又 は 名 称	保有株式数	議決権数の割合
1. 株式会社山三商会	1,728,772株	88.93%
2. 櫻 井 愼 子	155,228株	7.97%
3. 櫻 井 一 明	15,000株	0.77%
4. 櫻 井 優 子	15,000株	0.77%
5. 櫻 井 映 子	15,000株	0.77%
6. 櫻 井 恭 子	15,000株	0.77%
計 6 名	1,944,000株	100.00%

5. 役員の氏名又は名称 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

役 名 及 び 職 名	氏 名	代表権 の有無	常勤・非常勤の別
代 表 取 締 役 社 長	松 岡 敏 之	有	常勤
取 締 役	小 島 博	無	常勤
取 締 役	櫻 井 一 明	無	常勤
監 査 役	吹 田 初	無	常勤
監 査 役	勝 山 由 美	無	非常勤
監 査 役	杉 本 隆	無	非常勤
計	6名		

6. 政令で定める使用人の氏名 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

氏 名	役 職 名
執行役員 管理本部長	後藤 泰雄

7. 業務の種別

第一種金融商品取引業

金商法第 28 条第 1 項第 1 号の 2 に定める、商品関連市場デリバティブ取引の
取次ぎ業務及び商品関連市場デリバティブ取引についての有価証券等管理業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

店舗の名称	所 在 地
本 店	大阪市西区阿波座 1 丁目 10 番 14 号
東 京 支 社	東京都中央区日本橋大伝馬町 10 番 6 号
名 古 屋 支 店	名古屋市中区栄 3 丁目 25 番 43 号
福 岡 支 店	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 8 番 27 号

(注) 沖縄サテライトは令和 7 年 3 月 31 日付で廃止いたしました。

9. 他に行っている事業の種類

- ・商品先物取引法に定める商品先物取引業務
- ・生命保険及び損害保険の募集業務
- ・その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務
- ・不動産賃貸業務

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

顧客からの相談及び苦情に対しては「お客様相談窓口」を設け対処しております。また、紛争解決については「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC)と第 1 種金融商品取引業務に関し、FINMAC が実施する苦情処理手続き及びあっせん処理手続きの利用について手続き実施基本契約を締結しています。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

- ・日本証券業協会
- ・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

株式会社 大阪取引所

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本商品委託者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当期におきましては、堅調な企業業績や円安ドル高が追い風となり、日経平均株価は 7 月に終値で過去最高となる 42,224 円に到達、その後 8 月には 1 日の騰落幅としては史上最大となる下落や値上がり記録するなど荒い相場展開となりました。また、為替相場におき

ましても約 37 年ぶりの 1 ドル 160 円台を付けるなど円安・ドル高水準となった一方で 140 円台の円高へと反転する場面もあり、振れ幅の大きい 1 年となりました。

商品市場におきましては当社の主力取扱い商品であります貴金属市場の「金」が長引く国際紛争や地政学的リスクの高まりの中で世界的に安全資産としての金に対する注目の高まりは衰えを知らず、大阪取引所の金標準品価格は期初に 10,931 円/g から始まった後、激しい乱高下を繰り返しながら上昇を続け、期末には 15,006 円/g と 1 年間で 5 割近くまで値を上げるに至りました。この影響を受け商品デリバティブ市場全体の売買高は 2,100 万枚と前期比で 9.5%の伸びとなりましたが金各商品が前期の売買高を上回る一方でゴムやエネルギー商品の原油の売買高は大幅に減少し、金商品への投資家の集中が顕著となりました。

このような中で、当社の年間売買高は 2,419,414 枚(前期比 15.1%増)となりました。市場別では大阪取引所の貴金属市場が 1,395,142 枚(前期比 3.5%増、シェア 57.7%)、ゴム市場が 3,330 枚(前期比 65.9%減、シェア 0.1%)、農産物市場が 32 枚(前期比 95.6%減、シェア 0.0%)、東京商品取引所のエネルギー市場が 14,277 枚(前期比 43.2%減、シェア 0.6%)、堂島取引所の貴金属市場が 1,006,633 枚(前期比 40.0%増、シェア 41.6%)となりました。

このうち当社が取次を受けている社の大阪取引所貴金属市場での売買高が 1,106,143 枚(前期比 8.9%増)となっており、当社顧客の売買につきましては手数料が安価な小口商品の堂島取引所の金限日取引へのシフトと個人顧客の新規参入が進み、売買高が前期比 40.0%増と大幅に増えた反面、大阪取引所貴金属市場の売買高は前期比 13.1%減、東京商品取引所のエネルギー市場の売買高は 43.2%の減となり、取次社を除いた当社顧客からの受取手数料は前期比で 25.6%減と大幅な減少となりました。

その結果、受取手数料が 886,850 千円と前期比で 23.6%の減となり、営業利益は▲410,730 千円、経常利益は▲383,342 千円となりました。これにより令和 4 年度より 3 期連続での赤字決算となることから、有形・無形の固定資産について減損損失の計上と訴訟損失引当繰入を特別損失として計上することとなり税引前当期純損益は▲535,427 千で、当期純損益は▲550,281 千円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円、株)

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
資本金	1,550	1,550	1,550
発行済株式総数	1,944,000	1,944,000	1,944,000
営業収益	1,459	1,161	888
(受入手数料)	1,459	1,161	886
((委託手数料))	1,459	1,161	886
(トレーディング損益)	0	0	1
((商品先物取引))	0	0	1
純営業収益	1,459	1,161	886
経常損益	4	△207	△383
当期純損益	△60	△230	△550

(2) その他業務の状況

(単位：百万円)

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
商品先物取引業務(商品先物取引法下)	217	268	228
生命保険損害保険募集業務	12	9	9
不動産賃貸業務	3	3	3

(3) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
自己資本規制比率(A／B×100)	417.4	370.1	263.2
固定化されていない自己資本(A)	1,602	1,365	876
リスク相当額(B)	383	368	333
市場リスク相当額	0	0	0
取引先リスク相当額	11	15	6
基礎的リスク相当額	372	353	326
暗号等資産等による控除額	0	0	0

※当社は特定業務会員であり自己資本規制比率は改正府令附則（平成 26 年 2 月 26 日内閣府令第 11 号）第 4 条に基づき算出しております。

(4) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
使用人	105	102	91
(うち外務員)	91	86	78

Ⅲ. 直近の二事業年度における財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(①令和5年度)

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,503,635	流 動 負 債	11,202,956
現 金 及 び 預 金	770,620	預 り 証 拠 金	10,914,794
預 託 金	40,000	預 り 金	8,725
委 託 者 未 収 金	2,697	短 期 借 入 金	200,000
委 託 者 先 物 取 引 差 金	1,056,449	未 払 金	8,250
差 入 保 証 金	9,825,026	未 払 費 用	56,445
未 収 入 金	399,676	未 払 法 人 税	13,701
未 収 還 付 消 費 税	11,723	未 払 事 業 所 税	1,039
仮 払 金	593	固 定 負 債	45,675
未 収 収 益	41,344	退 職 給 付 引 当 金	45,675
前 払 費 用	18,199	特別法上の準備金	72,774
短 期 貸 付 金	340,000	金融商品取引責任準備金	10,000
貸 倒 引 当 金	△ 2,697	商品取引責任準備金	62,774
固 定 資 産	579,754	負 債 合 計	11,321,406
有形固定資産	33,079	(純 資 産 の 部)	
建 物 付 属 設 備	181	株 主 資 本	1,761,983
車 両	947	資 本 金	1,550,000
器 具 及 び 備 品	31,949	資 本 剰 余 金	272,072
無形固定資産	31,556	資 本 準 備 金	272,072
電 話 加 入 権	16,670	利 益 剰 余 金	△ 60,088
ソ フ ト ウ ェ ア	14,886	利 益 準 備 金	110,000
投資その他の資産	515,118	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 170,088
投 資 有 価 証 券	13,255	別 途 積 立 金	509,000
関 係 会 社 株 式	50,000	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 679,088
長 期 未 収 債 権	4,833		
長 期 差 入 保 証 金	45,493		
長 期 前 払 費 用	4,387		
前 払 年 金 費 用	187,319		
投 資 不 動 産	205,463		
繰 延 税 金 資 産	9,198		
貸 倒 引 当 金	△ 4,833		
資 産 合 計	13,083,390	純 資 産 合 計	1,761,983
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,083,390

損 益 計 算 書

（ 自 令 和 5 年 4 月 1 日 ）
（ 至 令 和 6 年 3 月 31 日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	1,161,893	
売 買 損 益	△ 199	1,161,694
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,399,217	1,399,217
営 業 損 失		△ 237,523
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,825	
不 動 産 賃 貸 収 入	3,900	
仲 介 報 酬	9,116	
雑 収 入	12,939	32,781
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,625	
雑 損 失	408	3,033
経 常 損 失		△ 207,774
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	54	54
特 別 損 失		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	3,688	
訴 訟 関 連 損 失	7,850	
減 損 損 失	1,543	13,081
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 220,802
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,766	
法 人 税 等 調 整 額	2,901	9,667
当 期 純 損 失		△ 230,469

株主資本等変動計算書

（ 自 令 和 5 年 4 月 1 日 ）
（ 至 令 和 6 年 3 月 31 日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金
					別 途 積 立 金
当期首残高	1,550,000	272,072	272,072	110,000	509,000
当期変動額					
当期純損失					
当期変動額合計	-	-	-	-	-
当期末残高	1,550,000	272,072	272,072	110,000	509,000

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利益剰余金		株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	△ 448,618	170,381	1,992,453	1,992,453
当期変動額				
当期純損失	△ 230,469	△ 230,469	△ 230,469	△ 230,469
当期変動額合計	△ 230,469	△ 230,469	△ 230,469	△ 230,469
当期末残高	△ 679,088	△ 60,088	1,761,983	1,761,983

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

金融商品取引法及び同法施行令、内閣府令、商品先物取引法並びに同施行令、施行規則など関連法令等による規制(以下これらを「適用法令等」と総称する)を受けております。

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① そ の 他 有 価 証 券
時価のあるもの

・・・ 決算末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

・・・ 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産

・・・ 定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

② 無 形 固 定 資 産

・・・ 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長 期 前 払 費 用

・・・ 定額法によっております。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

・・・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退 職 給 付 引 当 金

・・・ 従業員の退職給付に備えるため、自己都合期末要支給額方式による額を計上しております。

ただし、年度末において確定給付年金制度については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、前払年金費用を計上しております。

なお、上記制度とは別に退職功労金について見込み額を計上しております。

③ 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金

・・・ 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める額を計上しております。

④ 商 品 取 引 責 任 準 備 金

・・・ 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

主に金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引受託業務を行っております。

① 受 取 手 数 料

・・・ 委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

② 売 買 損 益

・・・ 反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(6) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損対象資産

有形固定資産	33,079 千円
無形固定資産	31,556 千円
長期前払費用	4,387 千円
投資不動産	205,463 千円

減損損失

有形固定資産等の減損損失 1,543 千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容

(ア) 算出方法

当社は、事業用資産については各事業拠点を基準としてグルーピングを行っており、共用資産についてはより大きな単位により減損の兆候の判定を行っております。

当社の減損損失の認識・測定にあたっては、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、または、継続してマイナスとなる見込みと判断した各事業拠点について減損の兆候があると識別し、兆候に該当した事業拠点について、当該事業拠点から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するか否かの検討を行っております。

当該検討の結果、減損損失の認識が必要となった場合、当該事業拠点の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定された価額としております。

(イ) 主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定に使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社の事業計画を基礎としており、当該事業計画における将来の営業収益は、当会計年度の実績を基礎とし、外部経営環境の変化を考慮して算定しております。

(ウ) 翌会計年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。当社は、減損の兆候の識別、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社の事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、各事業拠点の収益が悪化した場合には、翌会計年度において新たに減損の兆候を識別し、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 9,198 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する内容

(ア) 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断された範囲内で計上しております。

(イ) 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度以降の事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は、主要な事業拠点ごとの営業収益であります。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 関係会社に対する債権及び債務

短期債権	340,000 千円
短期債務	1,950 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

110,156 千円

(3) 外貨建資産は、次のとおりであります。

該当事項はありません。

(4) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産

担保資産の内訳

預託金	40,000 千円
投資不動産	198,357 千円

預託金

日本商品委託者保護基金との代位弁済契約額は 200,000 千円ですが、対応する債務の該当事項はありません。

投資不動産

三井住友銀行との当座勘定借越契約に基づくもので、債務の該当事項はありません。

(5) 顧客等財産管理

適用法令等に基づく、顧客等財産管理措置額は、150,000 千円であり、日本商品委託者保護基金に保全しなければならない管理対象財産は、発生しておりません。

(6) 分離保管等資産管理

適用法令等に基づく、委託者等資産保全措置額は、50,000 千円であり、日本商品委託者保護基金に保全しなければならない保全対象資産は、発生しておりません。

(7) 金融商品取引責任準備金、商品取引責任準備金は、金融商品取引及び商品先物取引事故による損失に備えるため、適用法令等に基づき計上しております。

(8) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 140,995 千円

営業取引以外の取引による取引高 27,695 千円

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,944,000	-	-	1,944,000
合 計	1,944,000	-	-	1,944,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	317 千円
未払事業税	2,163 千円
貸倒引当金	2,302 千円
退職給付引当金	13,967 千円
金融商品取引責任準備金	3,058 千円

商品取引責任準備金	19,196	千円
投資不動産評価損	1,795	千円
投資有価証券評価損	1,967	千円
減損損失	471	千円
繰越欠損金	<u>211,283</u>	千円
小計	256,524	千円
評価性引当額	<u>△247,326</u>	千円
繰延税金資産合計	9,198	千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	千円
繰延税金資産の純額	<u>9,198</u>	千円

8.リースによる使用固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9.金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、自己資金の活用が基本ですが、経営計画を踏まえ必要に応じて経営状況と経済金融環境を勘案して行う方針です。

委託者に係る差入保証金・委託者先物取引差金・保管有価証券・預り証拠金については、相場変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内管理規則に沿って委託者ごとに日々把握する体制としております。

投資有価証券はすべて非上場株式で、時価を把握することが困難であります。発行体の財政状況等を定期的に把握する体制としております。

長期差入保証金のうち、大阪取引所・東京商品取引所・堂島取引所への差入は、適用法令等に基づく預託金です。預託先ごとに残高を管理するとともに、預託先の経営の確認を行い、財政状態等の悪化による懸念の早期把握と軽減を図っております。

また、デリバティブ取引（自己売買）は、当社の事業目的として、内部管理規程に基づき、リスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額において、現金及び預金、預託金、差入保証金、委託者先物取引差金、預り証拠金、預り金、未収入金、未払金、短期貸付金これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、記載は省略しております。

なお、市場価格のない株式は、以下(注1)に表記しております。また、デリバティブ取引については、(注2)に表記しております。

(注1) 市場価格のない株式の貸借対照表計上額は以下の通りとなります。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式 ※	63,255

※ 非上場株式には、関係会社株式 50,000 千円が含まれております。

(注2) デリバティブ取引

該当事項はありません。

10.賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸等不動産（土地を含む。）を有しております。

令和6年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 3,900 千円（不動産賃貸収入に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
205,463	221,469

(注) ① 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

② 事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は下記のとおりです。

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科 目	期末残高 (注 5)
株式会社 山三商会	被所有 直接 88.9%	親会社	短期貸付金 (注 1・2) 貸付金利息 (注 1) 不動産賃貸収入 (注 3)	340,000 6,800 3,900	短期貸付金 預り金	340,000 1,950
トレードシステムズ 株式会社	所有 直接 100%	子会社	電算機器運用委託料及び保守費用等 (注 4) 器具及び備品その他機器購入費用 (注 4)	140,995 16,969	前払費用 未払費用	2,282 3,650
株式会社 イーエフ・エス	所有 直接 50%	関連会社	貸付金返済 (注 1) 貸付金利息 (注 1)	4,000 25	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取締役会決議に基づき貸付を行ったものです。

(注 2) 取引金額には、期中の貸付残高を記載しています。

(注 3) 当社と山三商会と不動産賃貸借契約を締結しております。

(注 4) 電算機器運用委託料及び機器の購入については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較のうえ、交渉により決定しております。

(注 5) 取引金額は消費税等を含めておりませんが、期末残高は消費税を含めた額で表記しております。

12. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	906 円 37 銭
1 株当たり当期純損失	△118 円 55 銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

1. 経理の状況
(②令和6年度)

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,186,437	流 動 負 債	13,263,411
現 金 及 び 預 金	329,112	預 り 証 拠 金	12,954,311
預 託 金	40,000	預 り 金	201,734
委 託 者 未 収 金	14,309	未 払 金	58,582
委 託 者 先 物 取 引 差 金	883,791	未 払 費 用	37,200
差 入 保 証 金	12,538,024	未 払 法 人 税 等	9,794
未 収 還 付 消 費 税	9,300	未 払 事 業 所 税	1,039
未 収 収 益	27,391	資 産 除 去 債 務	749
前 渡 金	8	固 定 負 債	117,072
前 払 費 用	18,002	繰 延 税 金 負 債	229
短 期 貸 付 金	340,000	訴 訟 損 失 引 当 金	70,960
仮 払 金	806	退 職 給 付 引 当 金	45,883
貸 倒 引 当 金	△ 14,309	特別法上の準備金	71,774
固 定 資 産	477,522	金融商品取引責任準備金	15,000
投資その他の資産	477,522	商品取引責任準備金	56,774
投 資 有 価 証 券	13,255	負 債 合 計	13,452,257
関 係 会 社 株 式	44,750	(純 資 産 の 部)	
長 期 未 収 債 権	3,962	株 主 資 本	1,211,702
長 期 差 入 保 証 金	45,792	資 本 金	1,550,000
前 払 年 金 費 用	168,619	資 本 剰 余 金	272,072
投 資 不 動 産	205,104	資 本 準 備 金	272,072
貸 倒 引 当 金	△ 3,962	利 益 剰 余 金	△ 610,370
		利 益 準 備 金	110,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 720,370
		別 途 積 立 金	509,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 1,229,370
		純 資 産 合 計	1,211,702
資 産 合 計	14,663,960	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,663,960

損 益 計 算 書

（ 自 令 和 6 年 4 月 1 日 ）
（ 至 令 和 7 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	886,850	
売 買 損 益	1,189	888,040
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,298,770	1,298,770
営 業 損 失		△ 410,730
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,797	
不 動 産 賃 貸 収 入	3,900	
仲 介 報 酬	9,605	
雑 収 入	7,954	28,256
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	610	
雑 損 失	258	868
経 常 損 失		△ 383,342
特 別 利 益		
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	6,000	
固 定 資 産 売 却 益	420	6,420
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	182	
減 損 損 失	53,491	
訴 訟 関 連 損 失	28,873	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入	70,960	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	5,000	158,506
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 535,427
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,426	
法 人 税 等 調 整 額	9,427	14,853
当 期 純 損 失		△ 550,281

株主資本等変動計算書

（ 自 令 和 6 年 4 月 1 日 ）
（ 至 令 和 7 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	その他利益剰余金
					別 途 積 立 金
当期首残高	1,550,000	272,072	272,072	110,000	509,000
当期変動額					
当期純損失					
当期変動額合計	-	-	-	-	-
当期末残高	1,550,000	272,072	272,072	110,000	509,000

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利益剰余金		株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	△ 679,088	△ 60,088	1,761,983	1,761,983
当期変動額				
当期純損失	△ 550,281	△ 550,281	△ 550,281	△ 550,281
当期変動額合計	△ 550,281	△ 550,281	△ 550,281	△ 550,281
当期末残高	△ 1,229,370	△ 610,370	1,211,702	1,211,702

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は当事業年度において3期連続の営業損失及び当期純損失を計上しており、当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、事業改善計画に基づく経営改善に取り組んでおりますが、現時点では相場動向に委ねられている傾向が強く、商品先物取引市場の低迷が続いているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

金融商品取引法及び同法施行令、内閣府令、商品先物取引法並びに同施行令、施行規則など関連法令等による規制(以下これらを「適用法令等」と総称する)を受けております。

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの . . . 決算末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの . . . 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 . . . 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

② 無 形 固 定 資 産 . . . 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長 期 前 払 費 用 . . . 定額法によっております。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金 . . . 債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退 職 給 付 引 当 金 . . . 従業員の退職給付に備えるため、自己都合期末要支給額方式による額を計上しております。

ただし、年度末において確定給付年金制度については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、前払年金費用を計上しております。

なお、上記制度とは別に退職功労金について見込み額を計上しております。

③ 訴 訟 損 失 引 当 金 . . . 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込み額を計上しております。

③ 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 . . . 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める額を計上しております。

④ 商 品 取 引 責 任 準 備 金 . . . 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

主に金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引受託業務を行っております。

- ① 受 取 手 数 料 . . . 委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。
- ② 売 買 損 益 . . . 反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

3.会計上の見積もりに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損対象資産

有形固定資産	一千円
無形固定資産	一千円
長期前払費用	一千円
投資不動産	205,104 千円

減損損失

有形固定資産等の減損損失 53,491 千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容

i 算出方法

当社は、事業用資産については各事業拠点を基準としてグルーピングを行っており、共用資産についてはより大きな単位により減損の兆候の判定を行っております。

当社の減損損失の認識・測定にあたっては、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、または、継続してマイナスとなる見込みと判断した各事業拠点について減損の兆候があると識別し、兆候に該当した事業拠点について、当該事業拠点から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するか否かの検討を行っております。

当該検討の結果、減損損失の認識が必要となった場合、当該事業拠点の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定された価額としております。

ii 主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定に使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社の事業計画を基礎としており、当該事業計画における将来の営業収益は、当会計年度の実績を基礎とし、外部経営環境の変化を考慮して算定しております。

iii 翌会計年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。当社は、減損の兆候の識別、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社の事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、各事業拠点の収益が悪化した場合には、翌会計年度において新たに減損の兆候を識別し、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金の額 70,960 千円

商品デリバティブ取引の受託業務に関して委託者と係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

損失発生見込額は、過去の実績等を勘案の上算出しており、見込額は合理的であると判断しております。ただし、これらの

見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の訴訟損失費用が見積りと異なり、結果として訴訟損失引当金の追加計上又は戻入が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 関係会社に対する債権及び債務

短期債権	340,000 千円
短期債務	1,950 千円

(2) 有形固定資産

減価償却累計額	120,032 千円
減損損失累計額	22,723 千円

(3) 外貨建資産は、次のとおりであります。

該当事項はありません。

(4) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産

担保資産の内訳	
預 託 金	40,000 千円
投 資 不 動 産	118,651 千円

預託金

日本商品委託者保護基金との代位弁済契約額は 200,000 千円ですが、対応する債務の該当事項はありません。

投資不動産

三井住友銀行との当座勘定借越契約に基づくもので、対応する債務の該当事項はありません。

(5) 顧客等財産管理

適用法令等に基づく、顧客等財産管理措置額は、150,000 千円であり、日本商品委託者保護基金に保全しなければならない管理対象財産は、発生しておりません。

(6) 分離保管等資産管理

適用法令等に基づく、委託者等資産保全措置額は、50,000 千円であり、日本商品委託者保護基金に保全しなければならない保全対象資産は、発生しておりません。

(7) 金融商品取引責任準備金、商品取引責任準備金は、金融商品取引及び商品先物取引事故による損失に備えるため、適用法令等に基づき計上しております。

(8) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 損益計算書に関する注記

(3) 減損損失

当会計年度において、53,491 千円の減損損失を計上しました。

当社は事業用資産については各事業拠点を基準としてグルーピングを行っております。割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失の認識要否を検討したところ、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(4) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 127,083 千円

営業取引以外の取引による取引高 18,094 千円

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済式				
普通株式	1,944,000	-	-	1,944,000
合 計	1,944,000	-	-	1,944,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	318	千円
未払事業税	1,329	千円
貸倒引当金	5,755	千円
退職給付引当金	14,453	千円
金融商品取引責任準備金	4,725	千円
商品取引責任準備金	17,883	千円
投資不動産評価損	1,849	千円
投資有価証券評価損	2,027	千円
減損損失	16,849	千円
訴訟損失引当金	22,352	千円
資産除去債務	229	千円
繰越欠損金	<u>257,283</u>	千円
小計	345,056	千円
評価性引当額	<u>△345,056</u>	千円
繰延税金資産合計	—	千円

繰延税金負債

資産除去債務	△229	千円
繰延税金負債合計	△229	千円
繰延税金資産の純額	<u>△229</u>	千円

8. リースによる使用固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、自己資金の活用が基本ですが、経営計画を踏まえ必要に応じて経営状況と経済金融環境を勘案して行う方針です。

委託者に係る差入保証金・委託者先物取引差金・保管有価証券・預り証拠金については、相場変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内管理規則に沿って委託者ごとに日々把握する体制としております。

投資有価証券はすべて非上場株式で、時価を把握することが困難であります。発行体の財政状況等を定期的に把握する体制としております。

長期差入保証金のうち、大阪取引所・東京商品取引所・堂島取引所への差入は、適用法令等に基づく預託金です。預託先ごとに残高を管理するとともに、預託先の経営の確認を行い、財政状態等の悪化による懸念の早期把握と軽減を図っております。

また、デリバティブ取引（自己売買）は、当社の事業目的として、内部管理規程に基づき、リスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額において、現金及び預金、預託金、差入保証金、委託者先物取引差金、預り証拠金、預り金、未収入金、未払金、短期貸付金これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、記載は省略しております。

なお、市場価格のない株式は、以下(注1)に表記しております。また、デリバティブ取引については、(注2)に表記しております。

(注2) 市場価格のない株式の貸借対照表計上額は以下の通りとなります。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式 ※	58,005

※ 非上場株式には、関係会社株式 44,750 千円が含まれております。

(注 2) デリバティブ取引

該当事項はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸等不動産（土地を含む。）を有しております。

令和 7 年 3 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 3,900 千円（不動産賃貸収入に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
205,104	221,469

(注) ① 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

② 事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は下記のとおりです。

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科 目	期末残高 (注 5)
株式会社 山三商会	被所有 直接 88.9%	親会社	短期貸付金 (注 1・2) 貸付金利息 (注 1) 不動産賃貸収入 (注 3)	340,000 6,800 3,900	短期貸付金 預り金	340,000 1,950
トレードシステムズ 株式会社	所有 直接 100%	子会社	電算機器運用委託料及び保守費用等 (注 4) 電算器具及びその他の器具の購入 (注 4)	127,083 2,147	前払費用 未払費用	3,349 2,849
株式会社 イーエフ・エス	所有 直接 32.5%	関連会社	左記会社の株券売却 (1 株当たり 75 千円)	5,250	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取締役会決議に基づき貸付を行ったものです。

(注 2) 取引金額には、期中の貸付残高を記載しています。

(注 3) 当社と山三商会と不動産賃貸借契約を締結しております。

(注 4) 電算機器運用委託料及び機器の購入については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較のうえ、交渉により決定しております。

(注 5) 取引金額は消費税等を含めておりませんが、期末残高は消費税を含めた額で表記しております。

12. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 623 円 30 銭

1 株当たり当期純損失 △283 円 06 銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

2. 各事業年度終了日における事項

(1) 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：千円)

	2024 年 3 月 度	2025 年 3 月 度
借入先の氏名又は名称	大起証券株式会社	該当事項はありません
借 入 金 額	200,000	

(2) 保有する有価証券

(単位：千円)

	2024 年 3 月 度	2025 年 3 月 度
取 得 価 額	該当事項はありません	
時 価		
評 価 損 益		

(3) デリバティブ取引

(単位：千円)

	2024 年 3 月 度	2025 年 3 月 度
契 約 価 額	該当事項はありません	
時 価		
評 価 損 益		

3. 財務諸表に関する会計監査人等による監査有無

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、財務諸表については公認会計士 赤嶺順也、公認会計士 山井雅嗣 による監査を受けております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社では内部管理統括責任者、内部管理責任者、営業責任者について以下の通り各責任者の職務を明確にし、適正な内部管理業務が行えるよう体制を整備しております。

(1) 内部管理統括責任者

役職等 執行役員 管理本部長

- 職務
- ・当社における内部管理体制の整備に努める。
 - ・社内における様々なリスク管理を統括し、リスク上昇が懸念される場合には必要に応じて社長に報告を行うなど陣頭指揮を執る。
 - ・内部管理責任者制度に基づく内部管理責任者、営業責任者を指導・管理するとともに法令違反等の未然防止や事案発生時の対処を行う。
 - ・行政当局や取引所など関係機関との連絡や意見交換を行う。

(2) 内部管理責任者

役職等 「金融商品取引業務に係る顧客管理規程」に定める統括責任者若しくは管理担当員

- 職務
- ・営業単位における営業活動が法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているか適切な管理を行う。
 - ・外務員の営業活動に於いて、社会的信用を失墜させるおそれのある重大な事案があった場合には内部管理統括責任者に報告し、指示を受ける。

(3) 営業責任者

役職等 営業単位の責任者（支店長等）

- 職務
- ・営業単位に所属する外務員に対し、営業活動を行ううえで金融商品取引法、商品先物取引法、その他関係法令を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう指導、監督する。
 - ・外務員の営業活動に於いて、社会的信用を失墜させるおそれのある重大な事案があった場合には内部管理統括責任者に報告し、指示を受ける。

(4) お客様からのお問い合わせ及び苦情に対する具体的な取扱い

お客様からのお問い合わせ及び苦情につきましては、営業担当者又は各地区のお客様相談窓口にて適切な対応に努めております。また、当社ホームページにおいて、お問い合わせ及び苦情に関するお客様相談窓口の連絡先を掲載しています。

尚、お客様は苦情の解決・紛争の解決について以下の指定紛争解決機関をご利用いただけます。

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）】

住所 : 東京事務所 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1

大阪事務所 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5

電話 : 0120-64-5005

URL : <https://www.finmac.or.jp/>

(5) 内部監査

当社は、各部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。

内部監査室では、内部監査計画書に基づき社内の内部管理態勢、内部統制及び業務執行状況等に関し内部監査を実施する体制としております。

2. 分別管理・区分管理の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

①商品顧客区分管理信託の状況

(単位：百万円)

項 目	金 額	
	2024年3月31日現在	2025年3月31日現在
直近差替計算基準日の商品顧客区分管理必要額	0	0
期末日現在の商品顧客区分管理信託額	150	150
期末日現在の商品顧客区分管理必要額	0	0

② 有価証券等の区分管理の状況

該当事項はありません。

V. 連結子会社の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当事項はありません。

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当事項はありません。

以 上